

## 第3回:映画のデジタル保存と活用を支える法的基盤

BDCプロジェクトの調査研究について、前回、デジタル映画の保存と活用に関わるさまざまな技術的課題を4つのカテゴリーに分けて解説した。今回はやや視点を変えて、海外の状況とも比較しつつ、法や制度といった社会的枠組みの面から、デジタル映画をめぐる公共フィルムアーカイブの課題を取り上げる。

## デジタル映画の収集

フィルムセンターの所蔵する映画フィルムは、1970年の開館以来、主に購入と受贈によって収集され、美術作品と同じように、東京国立近代美術館の資産として登録されている。開館時に2,493本であったコレクションは年々増加し、今ではおよそ7万8,000本、当初の30倍を超える規模となった。一方、2010年前後から国内でも流通が一般化するボーンデジタル映画(ここでは、製作・上映の工程がすべてデジタルである映画を指す)の収集は、2016年6月末時点で、上映のために購入した6作品のみである。これは、デジタル映画だから収集対象とならない、といった安易な理由では決してなく、形のないデータを購入することに対する予算執行の難しさや、長期保存を保証するシステム<sup>1</sup>導入の遅れなど、積極的な収集活動を遠ざける複数の要素が、デジタル映画を収集する必然性に勝っているためである。

その「必然」は、諸外国においてはしばしば、フィルムアーカイブ活動の根拠ともなる法や制度によってもたらされている。法定納入(Legal Deposit)を定める法律に基づいて映画の収集が行われる国では、国内で製作／一般公開された映画作品をフィルムアーカイブへ納入することが義務化されており、たとえば韓国映像資料院は、デジタル映画1,323作品の収蔵を公表している(2016年6月時点)。あるいは米国では、訴訟に係る費用の賠償請求権が与えられるという事情から、任意の著作権登録が事実上の納入制度となり、ほぼすべての国内公開映画が議会図書館に納められる。受入れ機関は、これまでのアナログフィルムに加え、デジタル形式で公開される映画についても同様に、将来にわたる保存の責務を法的に負うため、作品の受入れに必要な長期保存システムの導入やITを専門とする新たな人材の雇用など、なんらかの内的変化を遂げてきた<sup>2</sup>。スウェーデンの法定納入法は「映画」も納入対象とする(1979年、第12条及び18条)が、

配給会社の所有する35mm上映プリントを国立音声・動画アーカイブ(SLBA)<sup>3</sup>が借り出してビデオ変換し、コンテンツを収集するという方法がとられ、劇場公開時のフォーマットでの保存は法的義務ではなかった。そこで、スウェーデン映画協会は、国の製作助成制度の条件として完成作品の納入を義務付け、製作者との契約によりこれを強制することで、1981年以来、国産映画の良質な素材の収集を続けている。2012年にはデジタル映画の納入形式を規定するため、制度の見直しを行った。

韓国やスウェーデンなど、国内市場規模が比較的小さな国々は、海外市場での展開を重視し、自国の映画を商業・文化価値の高いものとして、国家的に管理・保護している。日本をはじめ、そういった集中管理には向かない国々も少なくないなか、外国映画のDCP収集問題<sup>4</sup>が示唆する危機感——上映のための素材が製作国にも存在しない作品が出てくる可能性——は見逃してはならないだろう。今後、国産映画の網羅的収集の意義は、各国フィルムアーカイブの所蔵作品リストの充実とその共有がますます重要になるということを見据え、国際的文脈からも捉えられるべきである。

## 保存のための複製・アクセス提供と著作権

収集を促す法や制度が、同時に、保存機関に一定の特権的枠組みを与え、保存のための複製や目的を限定した利用(の提供)など、著作権を制限して、アーカイブ活用を可能にしている事例は多い。しかし、デジタル素材の貸与や作品のオンライン公開といった新しい活用の在り方をめぐっては、それらをすべて現行法の範囲で正当化できるとは限らず、時間と費用の嵩む著作権処理の問題を解決する方法がさまざまに試みられている状況と言える。

オランダでは、法定納入の制度がない代わりに、業界との協定による自発的納付が伝統化してきた。映画もこれに則って網羅的収集が目指され、収集機関であるEYEフィルムインスティテュートは、主に配給会社や製作会社からの寄贈や寄託の受入れ、購入、そして納付を強制する国の製作助成制度によってコレクションを築いている。著作権の状況が多様にならざるを得ないため、EYEは近年、大量にデジタル化したアーカイブフッターのオンライン公開実現に向け、拡大集中許諾(Extended Collective License)制度<sup>5</sup>に注目した。これに倣って、映画の著作権者を代表す

る集中管理団体との間で結んだ利用許諾契約の効果、当該管理団体に著作権管理委託していない著作権者にも拡張して及ぼす一連の方法を設計し、実施している。

フィルムセンターのコレクションは、いかなる法や制度による強制力にも依らず、館の方針と計画に基づき築かれたもので、著作権状況の確認は作品情報のみならず、収集時の約束(契約)<sup>6</sup>に遡る必要がある。著作権を後から処理する上では一手間多いのだが、著作権者や業界団体と個別に話し合いができるということの利点を、今後、より生かしていく方法があるかもしれない<sup>7</sup>。

米国におけるフェアユースやノーティス・アンド・テイクダウン(Notice-and-Takedown)のリスク回避策など、日本においても導入の検討がされてきた。しかしながら、法や制度の体系は一律ではなく、それを単純に採り入れることはできない。同様に、各国・地域における映画産業の状況、フィルムアーカイブの成立の過程や産業界との関係、運営の組織基盤、コレクションの特徴などは実にさまざま、国際的な基準を守りながらも、目的や課題解決のために取り得る最良の方法は、必ずしも同じものとはならないのである。今回は、我々にとっての「最良の方法」への一歩として、踏まえるべき国内の映画産業の状況について、調査の経過をお伝えする。(HM)

## 註

- これは、なんらかの機械的なシステムだけでなく、どういった技術を何のために導入し、どういった頻度で更新するのか等を考慮した保存ポリシーのほか、その技術の維持に必要な予算や適切な人材を含むものである。
- 文化遺産法典の定めるところにより、国産映画だけでなく、国内で劇場公開されるすべての映画が国立映画センター(CNC)に納入されるフランスでは、フィルムの長期保存性を評価し、当時はデジタル映画もフィルム出力されたものを正式な納入物として受け入れる。このため、国産映画に対し、昨年9月からフィルム化の助成を開始した。
- 設立時の名称はArkivet för ljud och bild(ALB)。のちに、Statens ljud- och bildarkiv(SLBA)と改称した。組織は2009年に国立図書館に吸収されている。
- フランスやデンマークなどでは、法律に基づき、自国(語の字幕付)で公開された外国映画も収集対象としてきた。しかし、不正利用を防ぐための暗号キー(KDM)がついた商業公開用のDCPは、配給会社の管理下において、国産映画のようにKDMなしの素材を納付してもらうといった理解を得にくい。このため、アーカイブ等、旧作を提供する上映プログラムが、今後国内作品に限定されてしまうことへの懸念が生じている。
- 北欧諸国において主に公共放送のために1960年代から導入された。
- 収集時に著作権者と交わした約束は、著作権法上の権利制限規定(指定された文化機関においては、保存のための複製を著作権者の許可なく行うことのできる等)を上回り、場合によっては、保護期間が終了していても、許可のない複製等を行うことはできない。
- これまでも社団法人日本映画製作者連盟との協約により、利用にかかる権利料相当の分配を前もって支払うことで、館内における利用(無制限)許諾を得ている。